

福岡県公報

平成十八年三月三日
第二千五百三号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) ……………一
○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則 ……………一

正誤

○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第四十二号) 中正誤 ……………二
○福岡県財務規則の一部を改正する規則 (平成十七年福岡県規則第九十四号) 中正誤 ……………三

教育委員会

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

福岡県立学校管理規則の一部を改正する規則
福岡県立学校管理規則 (昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十三号) の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「学校栄養職員」の下に「又は栄養教諭」を加える。
第十条の三中「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成十八年三月三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第六号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

第一条 へき地等学校の指定に関する規則 (昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号) の一部を次のように改正する。

別表第一中

「鞍手郡若宮町大字三ヶ畑

若宮南小学校

一

を

「宮若市三ヶ畑

若宮南小学校

一

に

改める。

第二条 へき地等学校の指定に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一中

「北九州市小倉北区大字藍島

藍島小学校

二

を

「小倉南区大字新道寺

新道寺小学校平尾分校

二

「北九州市小倉北区大字藍島

藍島小学校

二

に

改める。

別表第三中

「八女郡上陽町大字上横山

横山小学校

二

を

「田川郡添田町大字落合

落合小学校

二

「田川郡添田町大字落合

落合小学校

二

に

17 ・ 4 ・ 1						発行年月日	正 誤	改める。 附則 この規則中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年四月一日から
2370 増刊②						公報番号		
規 則						種 類		
42						同上番号		
9	9	7	7	7	3	ページ	欄	
	○		○	○		上		
○		○			○	下		
	14	13	27	4	最終行	行		
			削除		挿入	備考		
<p>並びに福岡県中小企業設備近代化資金貸付規則の並びに改正する規則（平成十二年福岡県規則第二百二十四号）による改正前の</p>		<p>「総務事務集中化準備室」を「総務事務集中化準備室」の下に「送金依頼書」を「資金決済表」の下に「送金依頼書」に改め、「資金決済表」の下に「送金依頼書」に改め、</p>		<p>改め、「様式第七十五号」の下に「及び様式第七十五号の三」を加え、</p>		<p>出納長（財務担当所にあつては出納員）</p>		正
<p>並びに</p>		<p>「総務事務集中化準備室」を「総務事務センター」に改め、「資金決済表」の下に「送金依頼書」に改め、</p>		<p>改め、</p>		<p>出納員（財務担当所にあつては出納員）</p>		誤

施行し、第一条の規定による改正後のへき地等学校の指定に関する規則の規定は、平成十八年二月十一日から適用する。

17 ・ 12 ・ 28		
2478 増刊②		
規則		
94		
2	10	
○		
		○
25		
	表中	表中
その旨の通知を	申込書 請求書 納付書及び 内訳書	請求書 納付書及び 内訳書 支給調書
その旨を	申込書 請求書 納付書及び 内訳書	請求書 納付書及び 内訳書 支給調書

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎
株式会社
川頭六丁目六番四一
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)